

指宿広域市町村圏組合告示第4号

指宿広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年指宿広域市町村圏組合条例第6号）の規定により、令和7年度指宿広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況を公表する。

令和8年7月1日

指宿広域市町村圏組合管理者 打越 明司



令和7年度指宿広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況 別紙のとおり

## 指宿広域市町村圏組合人事行政運営等の状況に関する公表

指宿広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、組合職員の職員数、給与、勤務条件、研修、服务内容など人事行政のあらましを次のとおり公表いたします。

### 【職員の任免及び職員数等に関する状況】

#### 1 職員の総数

(各年4月1日現在)

| 区 分   | 令和7年 | 令和6年 |
|-------|------|------|
| 行 政 職 | 9人   | 9人   |

#### 2 年齢別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

| 年 齢 | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 人 数 | 0人   | 2人   | 1人   | 3人   | 3人   |

(注)再任用職員及び会計年度任用職員は含まず

#### 3 採用の状況

ア 新規採用 採用者は0人でした。

イ 再任用 再任用短時間勤務職員の雇用は2人でした。

#### 4 退職等の状況

令和7年度の退職者は0人でした。

【職員の給与の状況】

1 人件費の状況

| 区 分  | 歳出額 A          | 実質収支      | 人件費 B      | 人件費率 B/A |
|------|----------------|-----------|------------|----------|
| 7 年度 | 1, 159, 507 千円 | 8, 599 千円 | 78, 900 千円 | 6. 80%   |

2 職員の給与費の状況

| 区 分  | 職員数<br>A | 給与費（千円） |        |             |         | 一人当たり<br>の給与費<br>B/A |
|------|----------|---------|--------|-------------|---------|----------------------|
|      |          | 給料      | 職員手当   | 期末・勤勉<br>手当 | 計 B     |                      |
| 7 年度 | 9        | 37, 377 | 6, 541 | 15, 945     | 59, 863 | 6, 651 千円            |

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

| 区 分  | 平均給料月額     | 平均給与月額     | 平均年齢 |
|------|------------|------------|------|
| 行政職員 | 346, 086 円 | 406, 655 円 | 43 歳 |

4 職員の初任給の状況

| 区 分 |       | 初 任 給      | 採用 2 年経過給料月額 |
|-----|-------|------------|--------------|
| 行政職 | 大 学 卒 | 232, 000 円 | 242, 000 円   |
|     | 高 校 卒 | 200, 300 円 | 213, 100 円   |

5 職員手当の状況

| 区 分 |       | 期末手当      | 勤勉手当      | 計        |
|-----|-------|-----------|-----------|----------|
| 一般職 | 6 月期  | 1. 250 月分 | 1. 050 月分 | 2. 30 月分 |
|     | 12 月期 | 1. 275 月分 | 1. 075 月分 | 2. 35 月分 |

|        |                   |     |
|--------|-------------------|-----|
| 特殊勤務手当 | 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 0%  |
|        | 支給職員一人当たり平均支給年額   | 0 円 |
|        | 手当の種類（手当数）        | なし  |

|       |         |             |        |
|-------|---------|-------------|--------|
| 時間外手当 | 令和 7 年度 | 支給総額        | 648 千円 |
|       |         | 職員一人当たり支給年額 | 72 千円  |

|                |         |             |       |
|----------------|---------|-------------|-------|
| 管理職員<br>特別勤務手当 | 令和 7 年度 | 支給総額        | 12 千円 |
|                |         | 職員一人当たり支給年額 | 6 千円  |

## 6 特別職の報酬等の状況

| 区 分 |          | 月 額     |
|-----|----------|---------|
| 給 料 | 管理者      | 6,500 円 |
|     | 副管理者     | 6,000 円 |
| 報 酬 | 組合議会の議長  | 2,600 円 |
|     | 組合議会の副議長 | 2,300 円 |
|     | 組合議会の議員  | 2,100 円 |

### 【職員の勤務時間その他の勤務条件の状況】

#### 1 勤務時間の概要

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（1 日 7 時間 45 分勤務）

1 週間当たり勤務時間 38 時間 45 分

#### 2 年次有給休暇の取得状況

令和 7 年中の平均取得日数 16.8 日

#### 3 育児休業等の取得状況

令和 7 年度中の育児休業取得者 0 人

#### 4 時間外勤務の状況

| 時間外勤務の総時間数 | 職員一人当たりの時間外勤務の月平均時間数 |
|------------|----------------------|
| 240 時間     | 2.2 時間               |

### 【分限及び懲戒処分の状況】（令和 7 年度）

#### 1 分限処分の状況

| 区 分    | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|
| 分限処分者数 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

#### 2 懲戒処分の状況

| 区 分    | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|
| 懲戒処分者数 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

### 【職員のサービスの状況】

地方公務員法第 30 条の規定により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービスの根本基準を実行するため、職員には地方公務員法の規定により次のような職務上の義務があります。

#### サービスに関する基本原則の概要

| 区 分        | 内 容                                          |
|------------|----------------------------------------------|
| 命令に従う義務    | 職員は、法令に従い、かつ上司の職務命令に忠実に従わなければならない。           |
| 職務専念義務     | 職員は、勤務時間中職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。     |
| 信用失墜行為の禁止  | 職員は、職の信用を傷付け、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。        |
| 営利企業等の従事制限 | 職員は、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。 |
| 争議行為等の禁止   | 職員は、ストライキ等をしてはならない。                          |
| 守秘義務       | 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。      |
| 政治的行為の制限   | 職員は、政治活動等をしてはならない。                           |

#### 【職員の退職管理の状況】

指宿広域市町村圏組合では、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

#### 【職員の研修及び人事評価の状況】

##### 1 研修の実績

| 派 遣 先 | 研 修 名        | 派遣者数 |
|-------|--------------|------|
| 鹿児島市  | 災害共済事務研修     | 2人   |
| 鹿児島市  | ヘルスアップセミナー研修 | 4人   |
| 鹿児島市  | 共済事務研修       | 1人   |
| 鹿児島市  | 公会計研修        | 1人   |
| 鹿児島市  | 一般職員基礎研修     | 2人   |
| 鹿児島市  | 第一種電気工事士講習   | 1人   |
| 指宿市   | 刈払機安全講習      | 1人   |

## 2 職員の人事評価に関する状況

| 令和7年4月2日から令和8年<br>4月1日までにおける運用 | 組合         |            | 関係市(指宿市)   |            |
|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|
|                                | 管理職        | 一般職        | 管理職        | 一般職        |
| 人事評価を実施した                      | ○          | ○          | ○          | ○          |
| 評価結果区分の設定状況                    | 上位, 標準, 下位 | 上位, 標準, 下位 | 上位, 標準, 下位 | 上位, 標準, 下位 |

### 【職員の福祉及び利益の保護の状況】

#### 1 職員の健康診断

| 受 診 名  | 受診者数 |
|--------|------|
| 職員健康診断 | 9 名  |
| 人間ドック  | 0 名  |

#### 2 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和7年度は、前年度からの係属事案はなく、また、新たな措置要求もなかった。

#### 3 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和7年度は、前年度からの係属事案はなく、また、新たな不服申立もなかった。